

竹田市最低制限価格取扱要領

竹検第1010001号

平成19年10月10日

第1 趣旨

この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により工事請負契約を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

最低制限価格が適用される工事（以下「対象工事」という。）は、低入札価格調査の対象となる工事及び竹田市建設工事等指名委員会が最低制限価格を設けないと認めた工事を除く設計金額が200万円以上の競争入札に付すすべての建設工事とする。

第3 最低制限価格

竹田市契約事務規則（平成17年竹田市規則第59号）第31条に規定する最低制限価格は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で決定するものとする。

2 契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、次に掲げる方法で得た額により最低制限価格を決定し、予定価格調書の最低制限価格欄にその金額を記載するものとする。

（1）次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を設計額で除して得た割合を予定価格に乘じる。ただし、当該割合が10分の9.2を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

① 直接工事費（共通仮設費積上分を含む。）の額に10分の9.7を乗じて得た額

② 共通仮設費（共通仮設費率計上分に限る。）の額に10分の9を乗じて得た額

③ 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額

④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

第4 入札参加者への周知

契約担当者は、対象工事を競争入札に付そうとするときは、当該工事等が最低制限価格が定められた工事であることを競争入札執行通知書等に記載するとともに、入札執行の際に次に掲げる事項について入札参加者に周知するものとする。

（1）第3に定める最低制限価格を定めていること。

（2）最低制限価格を下回る入札は、無効入札となること。

附 則

この要領は、平成19年11月1日以降の起案から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降の起案から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日以降の起案から適用する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日以降の起案から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降の起案から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。ただし、平成28年6月1日同日前に、入札公告又は指名通知を行った工事については適用しない。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。ただし、平成29年6月1日同日前に、入札公告又は指名通知を行った工事については適用しない。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。ただし、令和元年6月1日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、適用しない。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。ただし、令和元年10月1日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、適用しない。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行する。ただし、令和4年6月15日同日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、適用しない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和7年4月1日同日前に入札公告又は指名通知を行った工事については、適用しない。